

# 令和4年第4回農業委員会総会会議録

令和4年第4回船橋市農業委員会総会を令和4年4月7日午後3時00分船橋市役所6階602会議室に招集する。

## 出席委員

### 農業委員（14人）

小川 晃      菊池 眞夫      織戸 孝      神山 茂樹      湯浅 清春      石山 幸男      高橋 光一  
土橋 博之      藤城 孝義      石井 俊郎      齋藤 教子      豊田 豊      金子 一雄      岡庭 一美

### 農地利用最適化推進委員（1人）

伊藤 栄一

議長	それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第4回農業委員会総会を開催いたします。 事務局、傍聴者はおりますか。ある場合は、傍聴者の入室を許可します。
局長	傍聴者はありません。
議長	それでは、まず議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。 (「はい」の声あり)
議長	それでは、指名いたします。 7番、高橋光一委員と、12番、豊田豊委員の両委員にお願いいたします。 議案審議に入る前に報告事項の1を先に行います。 事務局より報告をお願いいたします。
局長	職員の再任用任期満了及び人事交流についてでございます。議案書7ページをご覧ください。

はじめに、再任用職員の任期満了についてでございます。

3月31日付で、〇〇副主査が再任用職員としての任期が満了いたしました。

続きまして、4月1日付の人事異動につきまして、ご報告いたします。

まず、農業委員会から出向いたしました職員を紹介いたします。

〇〇事務局次長が、学校教育部保健体育課児童・生徒防犯安全対策室室長として異動となりました。

また、総務係の〇〇主事が、市長公室秘書課へ異動となりました。

次に、新たに昇格及び配属された職員を紹介いたします。

農業委員会事務局農地係の〇〇係長が事務局次長に昇格しました。

また、税務部市民税課より、〇〇係長が農地係に配属されました。

また、総務部職員課より、〇〇主任主事が総務係に配属されました。

また、子育て支援部地域子育て支援課より、〇〇主事が農地係に配属されました。

この度の人事交流につきましては、会長専決として処理いたしましたのでご報告いたします。

それでは、紹介した順に挨拶をお願いいたします。

なお、〇〇室長は本日公務により欠席しております。

それでは、〇〇さんからお願いいたします。

〇〇副主査

～挨拶～

局長

では、続いて〇〇さん、お願いします。

〇〇主事

～挨拶～

局長

それでは、次長から順にお願いします。

次長

～挨拶～

〇〇係長

～挨拶～

〇〇主任主事

～挨拶～

〇〇主事

～挨拶～

局長

ご挨拶いただきありがとうございます。皆様のお手元に新しい事務局職員の名簿をお配りしてございます。後ほどご覧いただければと思います。

以上が4月の人事異動に伴う紹介になります。

議長

それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い審議に入ります。

局長。

局長

農地法第4条許可申請について、議案第1号の1を上程いたします。

議長

本件につきまして、石井審査班長の報告を求めます。

石井審査班長

それでは、今日4日、湯浅清春委員、伊藤栄一推進委員とともに審査をいたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書2ページ、地図1から3ページをご覧ください。

1号議案の1につきましては、旭町に在住の申請人が、老朽化した居宅から転居するため、当該地に都市計画法第29条第1項第2号により、農家住宅を建築するものです。

現地は畑で、隣接地は畑、道路、登記地目が畑の道路となっており、周囲はブロック及びフェンスを施工、雨水は抑制施設を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管に接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま。また、隣接農地所有者には説明済みです。

なお、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して、理解した上で当該地に居住する旨の約束書が提出されております。

資力については、残高証明書及び融資証明書にて確認済みです。また、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議長

以上、本議案につきましては、許可相当と思われます。  
ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。  
本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第2号の1から3を上程いたします。

議長

本議案につきまして、石井審査班長の報告を求めます。

石井審査班長

引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図4から6ページをご覧ください。

2号議案の1につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付住宅9棟を建築するもので、9棟のうち8棟分が農地となっております。現地は畑で、隣接地は畑、雑種地、宅地及び登記地目が陸軍省用地の道路となっており、周囲はブロックを施工、雨水は雨水浸透施設を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管に接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、隣接農地所有者に説明済みであり、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないこと

を確認しています。

農地の区分については、現地が、水道管・排水管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に、鎌ヶ谷ひかり幼稚園と鎌ヶ谷保育園の教育施設と社会福祉施設があることから、第3種農地と判断します。

議案書3ページ、地図7から9ページをご覧ください。

2号議案の2につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付住宅13棟を建築するものです。

現地は畑で、隣接地は畑、宅地及び道路となっており、周囲はブロックを施工、雨水は雨水貯留槽を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管に接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、特定建築条件付売買予定地であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、隣接農地所有者には説明済みであり、都市計画法の手続きについて、現在申請中であります。

農地の区分については、現地が、水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に、船橋二和病院と二和ふれあいクリニックの医療施設があることから、第3種農地と判断します。

議案書3ページ、地図10から12ページをご覧ください。

住宅管理及びリフォーム業を営む譲受人が、点在する既存置場を集約し作業の効率化を図るため、当該地を取得し、資材置場用地として整備するものです。

現地は田で、隣接地は現況が雑種地及び宅地の田となっており、周囲は東側境界にブロックを施工、雨水は、砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

資力については、残高証明書にて確認済みです。また、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接しているこ

とから、第2種農地と判断します。

以上、3議案につきましては、許可相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員

2号議案の2の案件ですが、3つの住宅地が各135平方メートルですが、このようになった理由を教えてください。

議長

事務局。

事務局

165平方メートル以上の宅地と、必要な排水用地や、公園等を確保した上で、残った宅地部分が135平方メートル以上あれば宅地として成立するというお話は以前もしたかと思うのですが、135平方メートルあれば宅地として成立するのであって、それが1棟でなければならない決まりは都市計画法上はございませんので、この計画が成立しています。これも都市計画法上の全ての事前審査を終えた上で許可申請されていますので、都市計画法上問題ない案件でございます。

議長

齋藤委員、よろしいですか。

齋藤委員

分かりました。

議長

ほかにご質問等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

よろしいですか。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて、議案第3号を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

議案第3号は相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについてでございます。議案書は4ページです。

本件につきましては、二和東に在住の申請人の父が、令和3年11月に死亡したことにより、耕作地である生産緑地10筆、計7,428平方メートルの内、二和東の畑9筆、計6,734平方メートルの内、6,662平方メートルについて、相続税の納税猶予を受ける適格者として、証明願の申請がありました。

事務局が調査したところ、現地が農地として利用されており、申請人から、今後も引き続き農業経営を行うことを確認しました。したがって、申請人は相続税の納税猶予を受ける適格者であると思われます。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、相続制の納税猶予の適格者と認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって適格者と認定することに決しました。

局長。

局長 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて、議案第4号を上程いたします。

議長 本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局 議案第4号は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについてでございます。議案書は5ページです。

本件につきましては、西船に在住していた農業従事者が、令和2年12月13日に死亡したことにより、当該土地所有者から、耕作地27筆、計21,602平方メートルの内、生産緑地である西船の畑3筆、計492平方メートルについて、市長に買取り申出を行うため、証明願が提出されました。

事務局による事情聴取、従事日数等の確認及び現地調査を行った結果、買取り申出事由の生じた者が、生産緑地法施行規則第3条の規定に基づく、農業に一定割合以上従事していた者であると思われます。

以上です。

- 議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長 異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。
- 本議案につきまして、農業の主たる従事者として認定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全員一致であります。よって許可とすることに決しました。
- 局長。
- 局長 令和4年度第1次農用地利用集積計画について、議案第5号を上程いたします。
- 議長 それでは、本議案につきまして、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第5号につきましては、令和4年度第1次農用地利用集積計画についてでございます。議案書は6ページです。
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項において、市は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない旨の規定がございます。
- このことにより、市長から農用地利用集積計画を作成するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。
- 1は、旭町4丁目の畑、1筆4,228平方メートルに賃借権3年を新規に設定するものです。
- また、2は、更新による継続契約についてでございます。
- 豊富町の畑、2筆、計5,001平方メートルに賃借権3年を継続して設定するものです。
- 事務局において、借り手の経営状況等を確認調査した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われます。
- 以上です。
- 議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長 それでは、採決いたします。



局長

本議案につきまして、令和4年度第1次農用地利用集積計画として、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

続いて、事務局より報告がございます。

それでは、報告事項（1）につきましては先ほどの人事案件ですので、報告事項（2）以降を報告させていただきます。

報告事項（2）農地法第3条の3の届出に係る受理通知書の交付について、議案書8から9ページに記載のとおり、4件の届出を受理いたしました。

なお、あっせんの希望はありませんでした。

報告事項（3）農地法第4条届出に係る受理通知書の交付について、議案書10から12ページに記載のとおり、2月中に14件の届出を受理いたしました。

報告事項（4）農地法第5条届出に係る受理通知書の交付について、議案書13から17ページに記載のとおり、2月中に21件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項（2）から（4）の届出について、農業委員会事務局規程第7条第1項第1号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。

報告事項（5）農地法第18条第6項の規定による通知について、議案書18ページに記載のとおり、1件の通知がありました。

報告事項（6）転用許可に伴う工事完了報告について、議案書19から20ページに記載のとおり、7件の報告がありました。

報告事項（7）農地転用許可後の工事進捗状況報告について、議案書21ページに記載のとおり、4件の報告書の提出がありました。

事務局で現地調査し、工事の進捗状況を確認いたしましたので、千葉県知事宛に送付いたします。

報告事項（8）時効取得を原因とする農地についての権利移転の登記事案について、千葉地方法務局船橋支局より、議案書22ページに記載のとおり、1件の通知がありました。

事務局で実情を調査し、取得時効完成の要件を備えていることを確認いたしました。

報告事項（9）生産緑地地区における行為の制限の解除について、議案書23ページに記載のとおり、1件の行為の制限の解除がなされ、市長より通知がありましたので報告いたします。

以上でございます。

議長

以上をもちまして、本日予定されました議案審議は終了いたします。（午後3時39分）

次に、事務連絡がございます。

次長

\_\_\_\_\_ 事務連絡 \_\_\_\_\_

議長

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長は、午後3時41分第4回農業委員会総会の閉会を宣言した。